障がい者基本計画と障がい福祉計画統合の検討

資料2－1

1 昨年度の検討

▶**基本計画と福祉計画の策定時期・計画期間をあわせたい**。

▶空白期間は基本計画に基づく障がい福祉計画で施策を推進。

▶福祉計画をベースに基本計画を統合。計画期間は3年ごと。

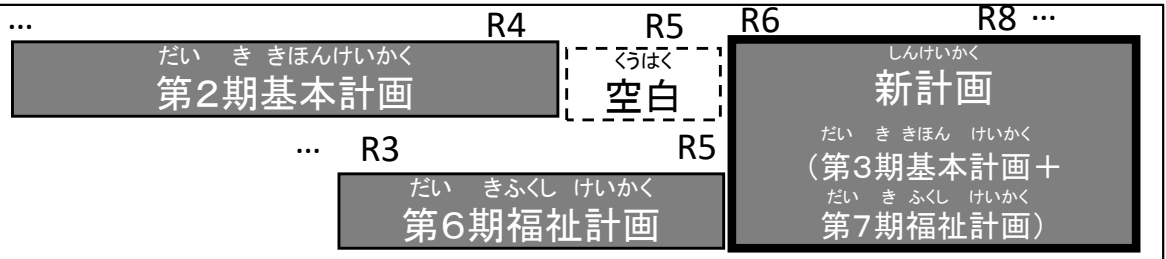

2 現在の状況

▶国の社会保障審議会障害者部会において次期福祉計画の基本指針の検討において計画期間の見直しを実施。

→ **＜方向性＞ 3年を基本としつつ、地域の実情に応じ柔軟な期間設定が可能との案で議論**

▶基本計画の空白期間は基本計画に基づく障がい福祉計画で施策を推進することとしており、実際上の施策の推進に影響はないものの、障がい者施策の基本的な方向を示すことは必要。

3 検討事項

▶**基本計画について、計画期間を1年延長することとしたい**。

▶計画期間は年度内に示される国の基本指針を踏まえ別途検討

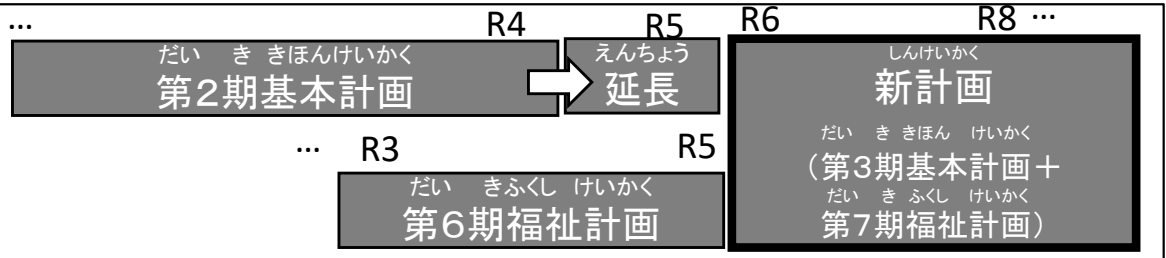

障がい者基本計画と障がい福祉計画統合の検討（令和３年度資料）

資料2－2

1 現状

第2期障がい者基本計画（H25～R4）と第6期障がい福祉計画（R3～R5）に基づき施策を推進。

▶障がい者基本計画：計画の目標、施策目標を定めた**「基本的な計画」**。

▶障がい福祉計画：施策の方向性、具体策を定めた**「基本計画に基づく実施計画」**。

2 課題

▶計画期間が基本計画10年、福祉計画3年であり、策定（見直し）時期が不一致。

▶基本計画の計画期間が10年と長期であり、現行の内容を網羅しきれない。

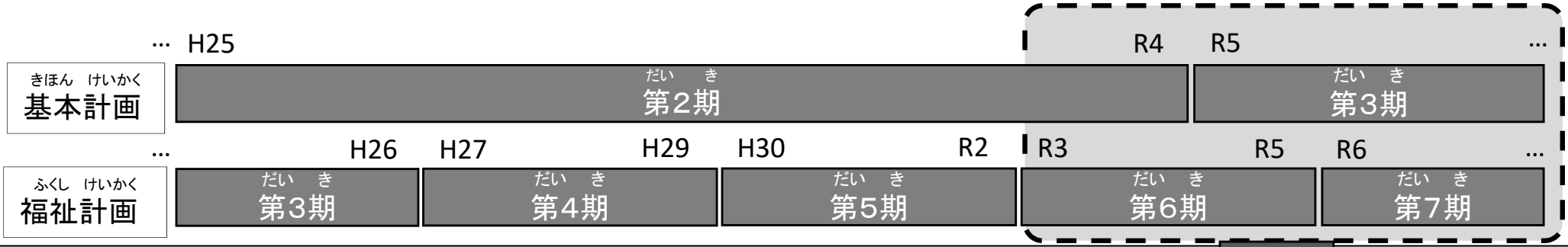

3 検討事項

▶**基本計画と福祉計画の策定時期・計画期間をあわせたい**。

▶空白期間は基本計画に基づく障がい福祉計画で施策を推進。

▶福祉計画をベースに基本計画を統合。計画期間は3年ごと。

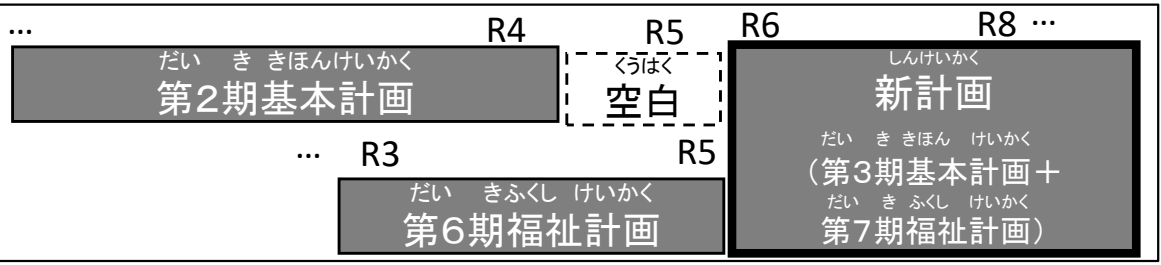

4 国や他都府県の状況

▶内閣府：障がい者基本計画及び障がい福祉計画は**自治体判断で一体のものとして策定可能。**

▶他都府県：29都府県、両計画を統一。7府県検討中。（計**36都府県（78．3%）**）

第２期基本計画・第６期福祉計画の統合案について（令和３年度資料）

資料２－２

１　基本計画と福祉計画の構造

希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり

地域生活の支援体制の充実

- サービス提供基盤の整備
- 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上
- 発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいがある人等への支援

自立と社会参加の促進

- 地域生活支援体制の充実
- 精神保健福祉・医療施策の充実
- 障がい児支援の充実
- 就労支援施策の充実・強化

バリアフリー社会の実現

- 権利擁護の充実
- 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進
- 安全確保に備えた地域づくりの推進

「基本計画」で策定（目標）
＜現行：第２期　H25～R4＞

「福祉計画」で策定（施策）
＜現行：第６期　R3～R5＞

２　令和6年度以降の取扱い

福祉計画をベースに統合・一体的に策定（計画期間３年）